

事 務 連 絡  
令 和 4 年 1 月 1 4 日

保 護 者 各 位

八重瀬町児童家庭課長  
【 公 印 省 略 】

## 分散登校期間における学童クラブの対応について

コロナ禍の中、各ご家庭の厳しい状況にも関わらず、本町の児童福祉行政へご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

ご承知の通り、八重瀬町内の小学校においては、以下の日程で分散登校の予定となっています。児童生徒の保護者や近親者等が家庭にて見守ることのできない場合には、各学校へ相談していただくようお願いいたします。

また、学童における分散登校期間の対応は以下のとおりとなります。

### 記

#### 【分散登校期間】

令和4年1月17日(月)から当面の間

八重瀬町まん延防止重点措置区域指定（R4.1.9～1.31）を受けての各課の対応等について  
学校教育課※令和4年1月11日変更

・八重瀬町立学校における新型コロナウイルス感染症対策のための登校制限について  
※保護者の都合により家庭での対応が難しい児童は、各学校で制限し受け入れることとする。

#### 【学童クラブの開所時間】

施設については、12時より開所しています。

授業が終わり次第、放課後児童クラブで対応いたします。

以上

※本通知は令和4年1月14日時点のものとなり今後変更になる場合がございます。

八重瀬町民生部児童家庭課  
八重瀬町字東風平1188番地  
TEL098-998-7163  
FAX098-998-7164